

国立大学法人和歌山大学教員組織規程

制 定 平成26年 3月28日  
法人和歌山大学規程第 1454号  
最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学組織規則第7条第2項に規定する教員組織に関して、必要となる事項を定める。

(教員組織の長)

第2条 教員組織の長は、学長とする。

(教員組織総会)

第3条 学長は教員組織総会を招集し、その議長となる。

(学系)

第4条 教員組織に人文社会科学系と工学自然科学系を置く。

(学系長)

第5条 各学系に学系長を置き、学長が指名する。

2 学系長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(教員組織運営委員会)

第6条 役員会の方針に基づき、教員組織の運営を担う機関として教員組織運営委員会を置く。

2 教員組織運営委員会に関する事項は、別に定める。

(学系分科会)

第7条 教育・研究・大学運営に関する教員相互の交流を促進し、社会的要請に対して的確に伝えるために、各学系に学系分科会を置く。

(学系分科会の運営)

第8条 学系長は、学系分科会を招集し、その議長となる。

(事務)

第9条 教員組織総会、教員組織運営委員会及び学系分科会の事務は、人事労務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. 平成26年3月31日に国立大学法人和歌山大学教員である者は、施行日において第4条に規定する学系に所属換するものとする。

3. この規程施行後最初に指名される学系長の任期については、第5条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2724号)

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。